

確定申告は正しく、期限までに

納税相談を開催します

期間 2月16日(水)～3月15日(火)

時間 午前9時～11時

午後1時～4時

(木曜日は午後7時まで)

※受付は午前8時30分から

会場 役場2階 第3会議室

今年も所得税・住民税の申告時期になりました。

確定申告が必要なのに期限までに申告を済ませていなかったり、誤った申告をしたりすると、後で延滞税を納めなければならないことになりかねません。期限内に正しい申告を行ってください。

なお、毎週木曜日は午後7時まで納税相談を行いますので、都合で指定日に相談できない方は、ご利用ください。

日	月	火	水	木	金	土
	2月		16 平和台	17 向原 大林	18 栄町 1・2区	19
20	21 西軽井沢 (第1～3地区)	22 西軽井沢 (第4～6地区)	23 上宿	24 小田井 荒町	25 桜ヶ丘 児玉(1～6)	26
27	28 児玉(7～)					

毎週木曜日は、
午後7時まで
受け付けます。

日	月	火	水	木	金	土
	3月	1 三ツ谷 旭町	2 塩野1～5	3 塩野6～8 寺沢	4 清万 一里塚	5
6	7 八ヶ倉 馬瀬口1～2	8 馬瀬口3～6	9 豊昇 面替	10 草越 広戸	11 予備日	12
13	14 予備日	15 予備日	※できるだけ指定日にご相談ください。なお、指定日に受けられない方は、期間中の別の日、時間外相談日、または予備日をご利用ください。			

確定申告が必要な方

勤務先で年末調整が済んでいる方以外で

- ① 事業所得・不動産所得などがある方、土地や建物などを売った方。
 - ② 一時所得(生命保険の満期返戻金など)のある方。
 - ③ 年の途中で仕事を変わった方。(給与を合算して年末調整された方は不要です)
 - ④ 医療費控除や住宅ローン減税を受けようとする方。
 - ⑤ 年金のみの受給者で所得税を源泉徴収されている方、また2ヵ所以上から受給している方。
- が対象になります。
- ※所得税の予定納税をした方は必ず確定申告を行ってください。
- ※確定申告は、個々のケースにより必要、または不要の場合がありますので、ご不明な点はお問い合わせください。



所得税

所得税は、個人の収入に対してかかる税金で、その方の一年間のすべての収入から所得控除を引いた残りの課税所得に税率をかけて税額を計算します。

主な必要書類等

- 印鑑
 - 給与・年金の源泉徴収票
 - 事業所得の方は収支内訳書(証拠書類等持参)
 - 土地等を買った方は契約書、必要経費が分かるもの
 - 国民年金、生命保険、地震保険等の各種所得控除証明書
 - 医療費控除を受ける方は、その領収書と生命保険や福祉医療等の補填が分かるもの(領収書は個人ごとにまとめてください)
 - 平成22年中に、新築等で入居され、住宅ローン減税を受ける方は、登記簿謄本、住民票、請負契約書の写し、年末借入金残高証明書等
- ※注意
- 確定申告書はご自分で記載していただくことが原則です。印鑑、筆記用具等をご持参ください。
 - 譲渡所得のある方、青色申告の方、税務署から通知のある方は、直接税務署へご相談ください。
 - 相談会場は2階となります。体な

どの都合で階段の利用が困難な方は、税務課窓口へお声をかけてください。

町民税・県民税

住民税は、前年の収入に対し、平成23年1月1日現在、住所がある市町村で課税されます。

- 前年中に収入がなかった方
- 所得税の確定申告が必要ない方
- 遺族年金・障害年金・恩給等非課税所得の受給者

以上の方は「平成23年度町民税・県民税の申告について」のお知らせを送付の際、町県民税申告書と、返信用封筒を同封してありますので、必要事項を記載のうえ返送してください。

住民税の住宅ローン控除

平成22年度から申請書の提出は、必要なくなりました。平成18年12月31日までに入居し、現に所得税の住宅ローン減税をされている方で、税源移譲により所得税から控除しきれなかった分が減税対象になります。

新に平成21年・22年中に入居の方で所得税の住宅ローン減税の対象の方は、住民税も減税になります。

問い合わせ先

税務課 住民税係(内線42・43)

申告書の作成は 便利なホームページで

国税庁のホームページ「所得税の確定申告書作成コーナー」で申告書を作成することができます。作成した申告書は印刷してそのまま提出できます。また、e-Taxでの申告もできますので、ご利用ください。



国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

問い合わせ先 佐久税務署 〒385-8611 佐久市岩村田1201-2 0267 (67) 3460